

【消費税免税店制度について】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。税理士の樋口です。
今回は、外国人旅行者がショッピングする際の特典である免税店制度について解説したいと思います。

弊社のある新宿でも、最近特に外国人旅行客の姿を多く見かけるようになりました。円安の影響もあるのですが、観光はもちろん、特に「爆買い」で有名になったショッピングでは、デパート、大型家電量販店からドラッグストアに至るまで、本当に圧倒される勢いですね。



さて、昨年日本を訪れた外国人旅行客数は、10年前の約2倍、過去最多の1340万人でした。さらに「観光立国」を目指す日本政府は、東京オリンピックが開催される2020年までに、訪日外国人の数をなんと3000万人にめざすプロモーションを展開していくとのことなので、今後ますます訪日外国人は増えていくでしょう。

そして、外国人旅行客が日本で快適に滞在してもらうよう、いろいろな環境整備が図られていますが、その一環として、免税店制度が昨年から改正され、「爆買い」の大きな要因になっています。

免税店制度とは？

免税店とは、外国人旅行客などに免税対象の商品を販売する場合に、消費税を免除して販売できるお店のことです。免税店の許可を税務署から受け免税店になると、外国人旅行客のパスポートを確認するなどの手続きを行って、免税の対象になっている商品を販売できることとなります。

こちらが、免税店のシンボルマークです。



Japan.
Tax-free
Shop



Japan. Tax-free Shop

今回改正された点は？

1. 免税対象品目が改正されました

これまで免税対象となっていた家電、装飾品等(1人1日1店舗あたり1万円(税抜き)～購入)に加え、食品類、飲料、薬品、化粧品など(1人1日1店舗あたり5千円～50万円(税抜き)以下の購入)が加わりました。つまり、免税対象の商品が増えたのです。

2. 免税手続きカウンター制度がつくられました

商店街やショッピングセンターが第三者に手続きを委託し、免税手続きカウンターなどを設置することで、一括して免税手続き出来るようになりました。たとえば、商店街の中に免税手続きカウンターを設置すれば、店舗ごとの手続きが省略され、買い物もスムーズになるわけです。外国人が多く集まるような観光地では、集客力を高めることができるわけですね。

3. 外航クルーズ船が寄港する地で臨時販売場制度がつくられました

大型クルーズ船寄港場所などで、常設の販売場でなくても、臨時の店舗で免税店を出店することができるようになりました。船での旅行者に対しても、免税販売が柔軟にできるようになりました。

以上が今回改正された点になります。今後5年のうちに、訪日外国人が2倍以上になるとすれば、その方々を対象にしたビジネスが今後ますます盛んになっていき、広がっていくでしょう。

中小企業や個人事業主のみならず、大きなビジネスチャンスとなりますので、皆さんのご商売でもなにかできることはないか・・・考えてみられてはいかがでしょうか。

(税理士／代表社員 樋口 智勇)